

令和 8 年度 GX・脱炭素経営推進支援事業 伴走型支援 募集要項(二期)

◎募集期間

一期:令和 8 年 5 月 25 日(月)～令和 8 年 7 月 10 日(金) 17:00【必着】

※募集は終了しました。

二期:令和 8 年 8 月 10 日(月)～8 月 17 日(月)17:00 まで(募集件数:1件)

※先着順にヒアリング審査を行います。採択件数が上限に達し次第、申請受付を終了いたします。

◎申請書類ダウンロード

下記 URL より申請に必要な書類をダウンロードし、記入のうえオンラインにてお申込みください。

<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/joseikin/shingijutu/2693.html>

◎申請受付

申請はオンライン・窓口・郵送にて受付いたします。

◎お問い合わせ先・各種書類提出先

〒141-0033 品川区西品川1-28-3 中小企業センター2階

担当部署:品川区 地域振興部 地域産業振興課 中小企業支援担当(経営支援担当)

電話:03-5498-6340 FAX:03-5498-6338

メールアドレス: sho-mono-kigyosien@city.shinagawa.tokyo.jp

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. GX・脱炭素経営推進支援事業の全体像 ……P22. GX・脱炭素経営推進支援事業が目指す姿 ……P23. 伴走型支援の概要 ……P34. 申請者の要件 ……P45. 対象事業の要件 ……P56. 事業スケジュール ……P57. 申請書類 ……P58. 申請期間および申請方法 ……P69. 審査について ……P710. 採択の取り消し ……P711. 採択事業者の義務 ……P712. その他 ……P8 |
|---|

◎ GX・脱炭素経営推進支援事業の一環で実施する助成金についてはこちらをご覧ください。

省エネ診断等経費助成

https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/joseikin/shingijutu_2/2694.html

GX・環境認証取得経費助成

https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/joseikin/shingijutu_2/2695.html

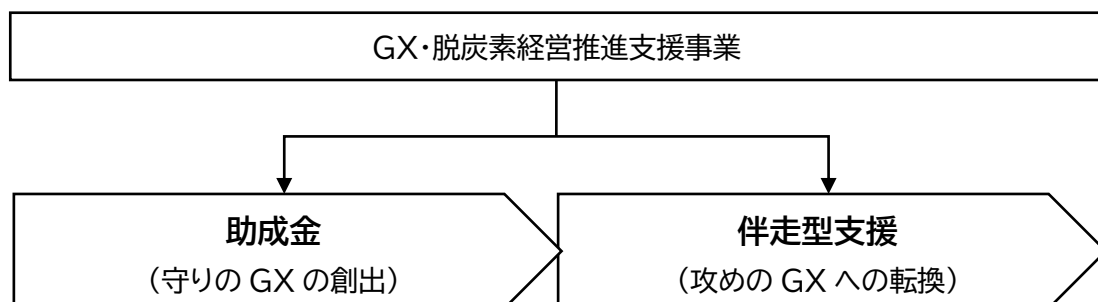
1. GX・脱炭素経営推進支援事業の全体像

GX(グリーントランスフォーメーション)については、相談窓口や補助金等の各種行政施策の充実により、一部の事業者では取組の実行に進展が見られます。

しかしながら、区内中小企業においては、経営層や社員が自社の GX の意義を自らの言葉で語り、将来像を共有しながら推進していくインナーブランディングや、自社の環境的価値を翻訳・発信し、顧客から共感を得て収益へとつなげるアウターブランディングといったノウハウが不足しており、現状の行政支援のみでは収益化や社内コンセンサスにつなげられず、環境配慮型製品の導入や脱炭素技術開発などの積極的な GX 推進に踏み出せない事業者も少なくありません。

これらを踏まえ、GX・脱炭素経営推進支援事業では、GX の入口となるエネルギー使用量の可視化・削減や第三者認証取得による信頼性向上に係る助成金による資金支援のほか、社内の内発的動機付け(インナーブランディング)と自社の環境価値を競争力へと転換するブランディング(アウターブランディング)など、社内外に向けたブランディング等を伴走型で支援いたします。現下の厳しい経済情勢の中、資金・情報・専門人材不足といった複合的な経営課題に直面する区内中小企業の環境対応を競争力へと転換しうる一気通貫の支援を展開いたします。

これにより、顧客や社会といった社外からの要請による義務的対応としての GX(守りの GX)に留まることなく、革新的・先進的な環境配慮型製品の導入や脱炭素技術開発、サーキュラーエコノミーの実装といった GX(攻めの GX)への転換を促し、企業競争力の強化および区内経済の脱炭素化を推進します。



【本事業におけるGXの定義】

単なる環境対策・脱炭素化にとどまらず、脱炭素化を成長機会と捉え、エネルギー・生産・組織体制の変革を通じて付加価値創出と企業競争力の強化を実現しうる経営体制への転換を図ること。

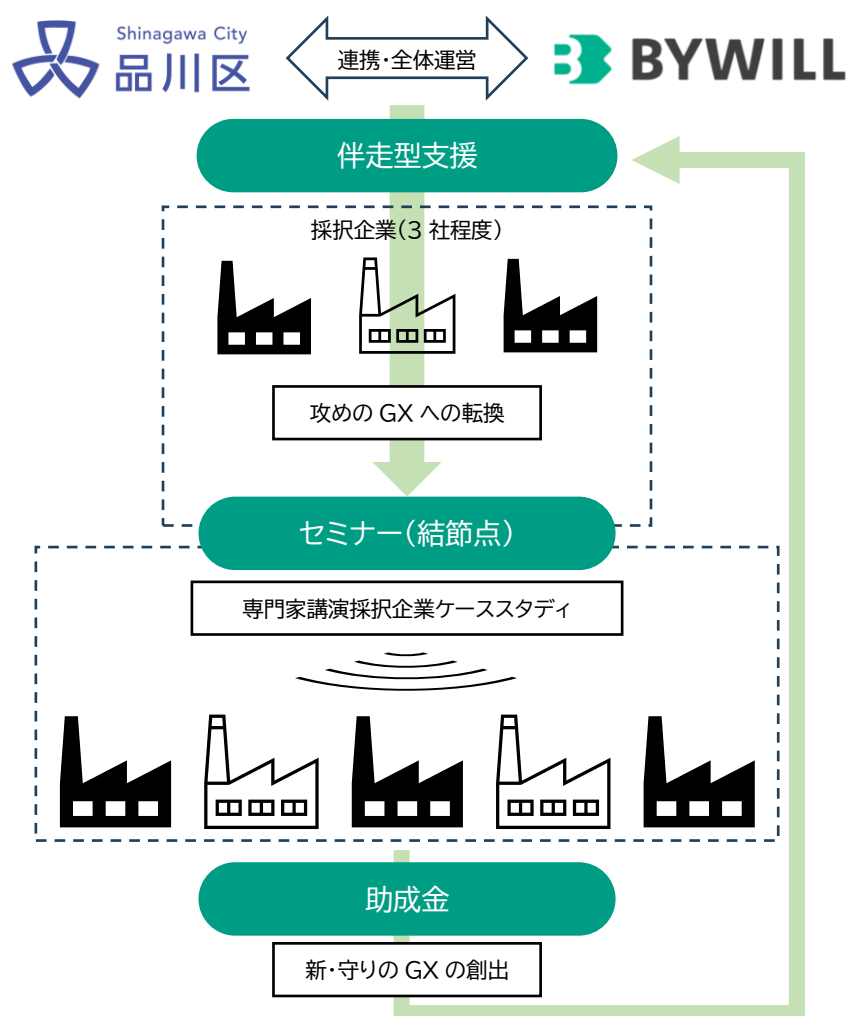
2. GX・脱炭素経営推進支援事業が目指す姿

GX への取り組みは、「社会の要請」「対外的な義務」「自社とは無関係の内容」として受け止められており、直接的な収益にもつながりにくいことから、経営層や社員にとっての内発的な動機が乏しく、いわゆる「やらされ感」ゆえに、対応が先送りされやすい経営テーマであると言えます。

現状の多数を占めるこうした認識に対し、GX・脱炭素経営推進支援事業では、年間3回実施するセミナーの場を「区内経済における多様な GX の結節点」と定義し、専門家の講演

と、伴走型支援採択企業のケーススタディ、参加企業間グループワークによる「GXの自分ごと化」を通じて、GX が新たな収益や企業競争力強化につながることをご理解・共感いただくことを目指します。

これにより、多くの区内企業が有する「GX＝コスト」という認識を「GX＝競争力」という認識へ転換し、先送りすべき経営テーマから、最優先で対応したい経営テーマへと変え、セミナーの場を起点に「新・守りのGX(攻めのGXに向けた初歩)」や「攻めのGX」が継続的に創出されていく状態を目指します。



3. GX・脱炭素経営推進支援事業における伴走型支援の概要

※本募集要項は「伴走型支援」に係る募集要項です。助成金については各助成金の募集要項をご確認ください。

一般公募により募集し、ヒアリング審査等を経て選定する区内中小企業(採択事業者)のGX推進に向け、以下のGX領域について伴走型で支援いたします。伴走型支援方法・内容・回数については、採択決定後、採択事業者ごとにヒアリングを行い、柔軟に設定いたします。なお、採択事業者の規模によりますが、原則として各社5名程度のPTを組成、採択決定後

～3月まで月平均2回程度のミーティング等が発生する点にご留意ください。

(1)GXインナーブランディング支援

経営層と社員の意識共有、企業の理念や方針の中へのGXの位置づけ、社内体制の整備、および自社価値の言語化を支援し、継続的にGXを推進できる「仕組みづくり」を行います。

(2)GXアウターブランディング支援

企業の環境的価値や取組成果の整理、戦略的なPR手法の構築、市場や顧客からの評価・信頼獲得による競争力強化を支援します。

(3)GX製品開発アドバイザリー支援

市場・競合・自社の状況を踏まえた、環境配慮型製品・サービスに関する開発アドバイザリーおよび開発後のブランド構築に向けた支援を行います。

4. 申請者の要件

次の(1)～(9)に掲げる要件全てを満たすこと。

- (1)中小企業基本法に規定する中小企業で、品川区に本社あるいは主な事業所を有すること。個人事業主の場合は、品川区内に事業所を有していること(税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し(税務署受付印のあるもの)等により、品川区内在等が確認できること)
- (2)次の各項目に該当しない企業(以下みなし大企業という)であること
 - ①1つの大企業(中小企業者以外の者)が発行済株式の総数または出資総額の2分の1以上を単独に所有または出資している企業
 - ②複数の大企業が発行済株式の総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している企業
 - ③役員の半数以上を大企業の役員または職員が兼務している企業
 - ④その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合
- (3)同一事業を1年以上営んでいること(基準日:申請締切日時点)
- (4)法人事業税および法人住民税(個人事業者の場合は個人事業税および住民税)を滞納していないこと
- (5)品川区に対する使用料等の債務の支払が滞っていないこと
- (6)「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」による規制の対象でないこと
- (7)品川区暴力団排除条例に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係をもたないこと
- (8)民事再生法または会社更生法による申立て等、助成事業の継続について不確実な状況でないこと
- (9)資本関係のある、もしくは役員の派遣を受けている関連会社が本年度または過去2年度に本伴走事業の採択を受けていないこと。

例:(ア)親子会社

(イ)ホールディングス

(ウ)同一の役員が複数の企業に在籍している。

(エ)同一の株主が複数の企業の株式を保有している等。

※同じ代表者が複数企業を経営していた場合も含む。

5. 対象事業の要件

下記のすべてに当てはまる事業であること。

- (1) 定期的な面談の実施など専門家との伴走で遂行する事業であること。
- (2) GX による企業・製品の競争力強化を目指す事業であること。

6. 事業スケジュール

本事業の実施スケジュールは以下のとおりです。

項目	時期	内容
申請受付期間(二期)	令和 8 年8月10日(月)～ 8月17日(月)17:00 まで ※採択件数が上限に達し次第、 申請受付を終了いたします。 (募集件数:1件)	申請書類の提出(必着)
審査実施通知	申請受付終了後速やかに	審査日時・方法について、電子メールにてご担当者様あてに通知
審査	申請受付終了後随時	オンラインまたは対面によるヒアリング(予定)
採択決定	審査実施後2週間程度	書面にて審査結果を通知
伴走支援開始	採択決定後速やかに	専門家による伴走型支援の開始(順次)
中間報告会への登壇	令和 8 年 11 月13日(金)	一般公開型の中間報告会への参加・登壇
成果報告会への登壇	令和9年3月5日(金)	一般公開型の成果報告会への参加・登壇
事業終了	～令和9年3月上旬まで	最終成果物の提出

※上記日程は、状況により変更となる場合があります。

7. 申請書類

審査にあたり、追加で他の資料などを求める場合があります。また、提出された書類の返却はできませんので、ご了承ください。

区指定様式は下記 URL「中小企業支援サイト」よりダウンロードしてください。

<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/joseikin/shingijutu/2693.html>

No.	書類	特記事項
①	伴走型支援申請書	※区指定様式。 ※別紙「申請内容の詳細」は、後述の審査会で用いるプレゼンテーション資料として使用いたします。表紙を含め 15 枚までとし、原則としてPDF形式で 10MB以内で作成してください。 ※<u>補足資料(③)として別途資料を提出することは可能</u>といたしますが、計画の主な内容は区指定様式

			に記載してください。
②	資金計画および調達計画		※区指定様式。該当する場合のみ記入。 ※自社での GX 推進(設備投資、製品開発、独自 PR ツールの制作等)に係る独自の費用負担を計画している場合は、その資金計画や概要を記載してください。なお、本伴走型支援は無料です。
③	その他補足資料(任意)		※自社の事業内容、製品・サービスの強み、これまでの環境取り組みに関する写真・図解など
④	事業内容などが分かる資料		※会社案内、事業パンフレットなど
⑤	法人	履歴事項全部証明 (3か月以内)	※写し可。 ※開業届は税務署の受付印のあるもの(電子申告の場合は受信通知(メール詳細)を添付すること)。
	個人	開業届	
⑥	法人	法人税の確定申告書 および決算書一式	※直近2期分の写し。 ※税務署の受付印のあるもの(電子申告の場合は受信通知(メール詳細)を添付すること)。 ※決算が1期分しか終わっていない場合は直近の1期分を添付すること。
	個人	所得税の確定申告書 および決算書一式	
⑦	法人	法人事業税納税証明書 および法人都民税納税証明書	※直近期分。写し可。領収書不可。 ※法人において本社が品川区外にあり、品川区住所の法人事業税納税証明書および法人都民税の納税証明書が発行されない場合は「法人事業税・法人都民税申告書の均等割額に関する明細書」または「事業開始等申告書提出済証明書(3か月以内)」を添付すること。 ※個人事業主において品川区外在住で店舗が品川区内にある場合は居住地用・事業所用の住民税納税証明書の両方を添付すること。
	個人	個人事業税納税証明書 および住民税納税証明書	

8. 申請期間および申請方法

<申請期間>

二期:令和8年8月10日(月)~8月17日(月)17:00 まで(募集件数:1件)

※先着順のヒアリング審査となります。採択件数が上限に達し次第、申請受付を終了いたします。

<申請方法>

オンライン申請または窓口・郵送での書類提出にて受け付けます。

オンライン

品川区中小企業支援サイト内の「品川区電子申請サービス」リンク より、電子申請をいただきます。申請の際には、必要事項の入力および「7. 申請書類」の申請書類のアップロードが必要です。

https://apply.e-tumo.jp/city-shinagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=4442

窓口または郵送

「7. 申請書類」を申請期間内にご提出ください。提出先詳細は表紙の「お問い合わせ先・各種書類提出先」をご確認ください。

9. 審査について

区商工相談員および有識者等によるヒアリング審査を踏まえ、本事業が目指す GX による競争力強化の実現可能性および区内中小企業への GX 波及効果ならびに創出効果を評価し、本事業の採択事業者を決定します。

【主な審査基準】

項目	審査基準
事業目的の理解度	GXを通じた競争力強化という趣旨を十分に理解しているか。
経営層のコミットメント	経営トップが主体的に取り組み、社員を牽引する意欲があるか。
支援による波及効果	本事業による支援が、自社の経営改善および地域経済へ好影響を与える期待が持てるか。
推進体制および実行力	専任担当者の配置や組織体制の構築が可能か。
継続性・事例化	支援終了後の自走化や区のセミナー等での事例公開への協力が期待できるか。

10. 採択の取り消し

次の(1)～(3)のいずれかに該当した場合は、採択の決定を取り消すことがあります。

- (1)「4. 申請者の要件」に合致しないとき。
- (2)「5. 対象事業の要件」に合致しないとき。
- (3)その他区長が不適当と認めるとき。

11. 採択事業者の義務

本事業の採択決定を受けた場合は、以下の義務が発生します。

- (1)採択年度に関して、GX・脱炭素経営推進支援事業の一環で11月および3月に一般公開型で開催する「伴走型支援進捗報告会(中間報告・成果報告)」に伴走支援者とともにご登壇いただきます。
- (2)伴走型支援終了後、所定の成果報告書を提出いただくほか、成果物をご提出いただき

ます。

- (3)採択事業に対する伴走型支援効果検証のため、売上状況等の確認やアンケート等へご対応いただきます。
- (4)区内全体へのGX普及を目的として、社名や取組内容を区の広報誌、Web サイト等に掲載する際、採択事業に関し、広報用素材のご提供や掲載内容をご確認いただきます。

12. その他

- (1)本事業の実施により、直接・間接に関わらず生じた結果について、その責任は全て採択事業者に帰属し、区および伴走支援者は一切責任を負いません。よって、採択事業者の承認のもと、事業を進めていくこととします。
- (2)円滑な事業運営のため、申請書類等にご記入いただいた情報や、必要に応じてご提供いただく情報を伴走支援者、専門家、審査員等に提供いたします。予めご了承ください。